

調査基準価格の算定について

1. 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合算額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格の 10 分の9を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9を乗じて得た額とし、予定価格の 10 分の7に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の7を乗じて得た額とする。なお、調査基準比較価格は千円以下を切り捨てた額とする。

業務区分	①	②	③	④
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2. 事業担当課長は、必要があると認めるときは、上記1. にかかわらず、予定価格に 10 分の9を乗じて得た額と予定価格に 10 分の7を乗じて得た額の範囲内で、調査基準価格を算定することができる。